

# みやぎ子ども・子育て幸福計画（仮称）第Ⅰ期（中間案）

## 【素案からの主な修正点】①

資料 1 - 2

### 【子育ての責任について】

P6

◆「5つの視点」のうち、「地域全体での子ども・子育て応援の視点」に親が子育てについての第一義的責任を有することを追記する。

安心して子どもを育てることができる地域社会の実現のため、家庭・企業・教育施設・児童福祉施設・関係団体・行政機関等が連携しながら、地域全体で子育てを支援する環境の整備に努め、すべての子どもと子育て家庭を地域全体で温かく見守りながら、子ども・子育て支援対策を推進していきます。

親が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、国・地方公共団体はもとより、家庭・企業・教育施設・児童福祉施設・関係団体等が各々の役割を果たすとともに、連携しながら地域全体で子育てを支援する環境の整備に努め、すべての子どもと子育て家庭を地域全体で温かく見守りながら、子ども・子育て支援対策を推進していきます。

#### 《修正の考え方》

地域全体で子育てを支援していくことを推進しているが、その前提として、子育ての第一義的責任は親が有することを記載する。

### 【子どもの貧困対策について】

P13

◆施策の下にある大項目「子育てにかかる経済的な負担に対する支援」を「経済的支援等による子育て環境の整備」に修正し、現状と課題及び今後の基本的方向性を以下のとおり追加する。

大項目「子育てにかかる経済的な負担に対する支援」

#### □現状と課題

経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい状況にあり、子育て世帯の経済的負担感が高まっています。

□今後の基本的方向性  
(追加)

大項目「経済的支援等による子育て環境の整備」

#### □現状と課題

経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい状況にあり、子育て世帯の経済的負担感が高まっています。特に、平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす17歳以下の子どもの割合を示す「子どもの貧困率」は年々悪化しており、その対策が急務となっています。

#### □今後の基本的方向性

教育を受ける機会の均等を図るとともに、生活の支援、保護者の就労支援、経済的支援等を実施し、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されずに、夢と希望を持てる成育環境を整備していきます。

#### 《修正の考え方》

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、様々な貧困対策を総合的に推進していくことを記載する。

### 【次代の親の育成について】

P29~30

◆親になることへの意識啓発の対象者を「高校生」から「中学生や高校生」に修正する。

#### □今後の基本的方向性

高校生を対象とした親としての成長や子育てについての体験学習を通じて、親になることへの意識啓発を図っていきます。

#### □今後の基本的方向性

市町村とも連携しながら、中学生や高校生を対象とした、親としての成長や子育てについての体験学習等を通じて、親になることへの意識啓発を図っていきます。

#### 《修正の考え方》

中学校の家庭科では、生徒と幼児との触れ合いなど実践的・体験的な学習活動に取り組んでおり、また、中学生を対象とした「親になる準備」のためのプログラムとして、自分が将来親になることへの意識付けをおこなっていることから追記する。

# みやぎ子ども・子育て幸福計画（仮称）第Ⅰ期（中間案）

## 【素案からの主な修正点】②

### 【母子保健対策について】

P30～31

- ◆施策名「子どもと親の健康の確保と増進」を「母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保と増進」に修正するとともに、以下の内容を追記する。
- ①妊婦健診の未受診や産後うつなど妊娠・出産・育児に関する課題に対し、市町村など関係機関等との連携による把握とその解決へ取り組むなど、切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健を充実していきます。
  - ②望まない妊娠等の学童期・思春期から成人期に向けた課題に対し、思春期健康教育等による知識の涵養を図っていきます。
- ※その他順番の入れ替え等あり

施策名「子どもと親の健康の確保と増進」  
大項目「妊娠・出産期の支援の充実」  
小項目「子どもや親に対する相談などの支援の充実」

□現状と課題  
(追加)

(省略)

乳幼児健診では、発達障害に関する相談件数が多く、教育分野との連携による対応が必要となっているほか、乳幼児のむし歯保有率が全国的にも高い状況となっており、乳幼児期の精神発達に関する支援に加えて、歯科保健に重点的に取り組む必要があります。

□今後の基本的方向性  
(追加)

(省略)

発達障害の疑われる乳幼児をもつ家庭に対し、生後早期の親支援を推進するほか、妊婦中からの早期支援にも取り組んでいきます。また、乳幼児のむし歯予防についても関係機関と連携しながら対応していきます。

施策名「母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保と増進」  
大項目「妊産婦・乳幼児に関する保健の充実」  
小項目「切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健の充実」

□現状と課題

市町村においては、妊娠届け出時に母子手帳交付時面接を実施し、支援を必要とする妊婦への相談に対応していますが、妊娠週数不詳者や妊娠後期に交付を受ける方がおり、妊娠期の健康確保が危ぶまれています。特に、妊婦健診未受診の方もおり、飛び込み出産により危険を伴うことや、産後の生活の準備がないため育児困難になる可能性が高くなります。

(省略)

市町村が実施する乳幼児健診では、発達や疾病、母子関係や家庭環境に関する相談件数も多く、継続相談や訪問、事例検討対象として多くの支援を必要としています。また、医療機関や保育所、教育分野との連携による対応が必要となっています。乳幼児のむし歯保有率が全国的にも高い状況となっており、乳幼児期の精神発達に関する支援に加えて、歯科保健に重点的に取り組む必要があります。

□今後の基本的方向性

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、母子手帳交付時の妊婦面接や妊婦健診、両親学級、新生児訪問等の動向把握と担当者会議を継続することで、広域的・専門的な立場からの課題の把握とその解決に取り組んでいきます。

出産を望みながらも精神的又は経済的な負担に悩む妊婦に対しては、市町村等と連携を図りながら、活用できる制度や相談窓口の啓発に努めていきます。

児童虐待の発生予防の観点を含めた妊娠期からの継続した支援体制を充実させるため、広域的な立場から周産期医療機関とのネットワーク構築を図っていきます。

(省略)

市町村が実施する乳幼児健診の結果、発達や病気が気になる子など、継続相談を必要とする親子への支援において抱える課題に対し、専門相談の提供等により解決に向けて取り組んでいきます。

乳幼児のむし歯予防については、関係機関と連携しながら対応していきます。

# みやぎ子ども・子育て幸福計画（仮称）第Ⅰ期（中間案）

## 【素案からの主な修正点】③

### 【母子保健対策について（つづき）】

P33

大項目「思春期保健対策の充実」  
小項目「性に関する効果的な教育・啓発の推進」

□現状と課題  
（追加）

性情報が氾濫し、性行動に関連した健康上のリスク（性感染症や望まない妊娠等）にさらされている現状があります。次世代の健康づくりに直結する重要な課題であり、各機関単独での取組では限界があるため、教育・保健・医療・福祉の連携による支援体制を整備する必要があります。

□今後の基本的方向性  
（追加）

思春期の子どもに対して、性に関する正しい情報を効果的に提供していくことが重要であることから、学校での出前講座の実施等について、市町村やNPO等関係機関と連携しながら進めていきます。

（追加）

大項目「学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実」  
小項目「思春期の発達課題に沿った対策と地域づくり」

□現状と課題

望まない妊娠や経済的な問題から、妊婦健診を受診しない妊婦が存在し、産まれてくる子どもへの影響が問題となっています。また、十代の自死や不健康やせ等、健康行動との関連が危惧されています。

性情報が氾濫し、性行動に関連した健康上のリスク（性感染症や望まない妊娠等）にさらされている現状があります。さらに、震災の影響による家庭機能の低下や生活環境の変化に伴い、精神状態が不安定である場合は、そのリスクがより高まる傾向にあります。次世代の健康づくりに直結する重要な課題であり、各機関単独での取組では限界があるため、教育・保健・医療・福祉の連携による支援体制を整備する必要があります。

□今後の基本的方向性

妊娠期前から妊娠・出産・育児に関する正しい知識を得ることのできる機会が増えるような仕組みづくりを推進していきます。

思春期の子どもに対して、性に関する正しい情報を効果的に提供していくことが重要であることから、学校での出前講座の実施等について、市町村やNPO等関係機関と連携しながら進めていきます。また、思春期健康教育で有効とされる「同世代によるピアサポート」を推進していきます。

思春期の子どもの身体的・心理的状況を理解し、行動の受け止めができる地域づくりに向けた取組を推進していきます。

《修正の考え方》

「次世代育成支援行動計画策定指針（案）」に基づき、「健やか親子二十一（第二次）」の内容を踏まえて修正する。

# みやぎ子ども・子育て幸福計画（仮称）第Ⅰ期（中間案）

## 【素案からの主な修正点】④

### 【仙台市以外の地域の小児救急医療体制の整備及び小児慢性特定疾病児童とその家族に対する支援について】

◆大項目「小児医療の充実」を「小児医療の充実と小児慢性特定疾病対策の推進」に修正し、以下の内容を追記する。

P37～38

#### 大項目「小児医療の充実」

□現状と課題  
(追加)

□今後の基本的方向性  
(追加)

#### 大項目「小児医療の充実と小児慢性特定疾病対策の推進」

□現状と課題

医療の進歩等により、慢性疾患を抱える子どもの生存率の改善は見られるものの、生活の質は必ずしも高くはなく、教育、発達支援、福祉サービスなど療育生活を支える様々な支援のニーズが高まっています。

これらを踏まえ、個々のニーズに応じたきめ細かな支援が届くよう、県及び仙台市を中心に、医療機関、保健福祉機関、教育機関など慢性疾患を抱える子どもとその家族を支える機関等によるネットワーク体制を構築することにより、相互の連携・情報共有を促進し、地域における総合的な支援の円滑な実施を図ることが必要です。

□今後の基本的方向性

小児科医師の不足・偏在及び仙台医療圏への集中化が顕著となっている中で、仙台市以外の地域は、より身近な入院管理体制の整った医療機関での小児救急医療の充実を図るため、医療機能の集約化を推進し、持続可能な良質な医療を効率的、効果的に提供していくことを目指します。

小児慢性特定疾病児童とその家族に対して、適切な療養の確保、必要な情報の提供等できる体制及び地域における支援内容等について関係者が協議できる体制を整備するとともに、関係機関と連携を図りながら利用者の環境に応じた支援事業を実施し、小児慢性特定疾病児童の健康の保持増進及び自立の促進を図ります。

#### 《修正の考え方》

地域医療計画に基づき、仙台市以外の地域の小児救急医療体制について記載する。

平成26年5月に成立した「児童福祉法の一部を改正する法律」に基づき、小児慢性特定疾病児童とその家族に対する支援を記載する。

### 【その他】

- ◆基本理念を達成するために、項目毎の基本的方向性に沿った「推進する主な事業」を記載する。
  - ・平成26年度に実施している事業を主としており、今後の予算編成の状況により変更となる可能性がある。
  - ・計画策定後も事業の見直し・追加・廃止を毎年行う。

P11～56

- ◆「目標」を「指標」に修正する。
  - ・目標として掲げるのではなく、計画の取り組みを点検・評価する指標として使用するため、項目名を適切な表現に修正する。

P57